

会則及び施行細則改正案

1.概要

以下の3つの目的に基づき、会則及び施行細則の改正を行いたいと思います。

- (1) 現状のPTA活動に即した内容への改正
- (2) 「複数回の委員選出を回避する策」導入に伴う内容の追加
- (3) G組、自閉症・情緒障がい特別支援学級の役員選出方法の明文化

2.改正対象

- (1) 現状のPTA活動に即した内容への改正

第5条3②、第6条5②

役員選出管理委員会の書記と会計の選出を削除。

(理由) 現状、役員選出管理委員会の書記と会計は選出されていないため。

現会則	② 役員選出管理委員会は互選により、委員長（保護者会員）1名、副委員長（保護者会員と教職員会員）3名、 <u>書記（保護者会員）2名、</u> <u>会計（保護者会員）1名</u> を選出する。
改正案	② 役員選出管理委員会は互選により、委員長（保護者会員）1名、副委員長（保護者会員と教職員会員）3名を選出する。

第5条4①

学級PTA委員を学級委員1名のみに変更。

(理由) 現状、副学級委員長、広報委員、給食委員は選出されていないため。

現会則	① 各学級は <u>4名学級PTA委員（正・副学級委員、広報委員、給食委員）</u> を選出する。
改正案	① 各学級は <u>1名の学級委員</u> を選出する。

第5条4③

役員選出管理委員の選出について、「3学年を除く」追加。

(理由) 今年度から役員選出管理委員は3年生からの選出はないため。

現会則	③ 各学級は1名の役員選出管理委員を選出する。
改正案	③ 各学級は1名の役員選出管理委員を選出する。 <u>（3学年を除く）</u>

第6条1

学年委員を学級委員に変更。

(理由) 現状、学年での活動は行われてないため。

現会則	1 学 <u>年</u> 委員会
改正案	1 学 <u>級</u> 委員会

第6条1①②、第13条1

学級委員長を学級委員に名称変更。

副学級委員長、書記、会計の選出を削除。

G組の書記、会計の選出を削除。

(理由) 現会則では、各クラスに正学級委員長と副学級委員長を選出し、各学年ごとに正学年委員長と副学年委員長を選出することになっているが、現状は各クラスに学級委員1名のみを選出し、全学年の中から学級委員長1名と副学級委員長1名を選出しているため。

また、G組委員は書記と会計は選出していないため。

現会則	① <u>各学年の正・副学級委員長</u> と担当の教職員会員で構成する。 ② <u>各正・副学級委員長</u> は互選により、 <u>学年委員長</u> （保護者会員）1名・ <u>副学年委員長</u> （保護者会員と教職員会員）2名、 <u>書記（保護者会員）1名、会計（保護者会員）1・2学年は1名、3学年は2名</u> を選出する。 G組の正・副委員長は、全学年中の互選により委員長（保護者会員）1名、副委員長（保護者会員）1～2名を選出し、 <u>書記は委員長、会計は副委員長が兼任する。</u>
改正案	① <u>各学級の学級委員</u> と担当の教職員会員で構成する。 ② <u>学級委員</u> は互選により、 <u>学級委員長</u> （保護者会員）1名・ <u>副学級委員長</u> （保護者会員と教職員会員）2名を選出する。G組の正・副委員長は、全学年中の互選により委員長（保護者会員）1名、副委員長（保護者会員）1～2名を選出する。

第6条1③④

③「学年共通」を「学級共通」に変更。

④拡大学年委員会とPTA学年全大会を削除。

(理由) 現状、学年での活動は行われていないため。

現会則	③ 子供たちに関する、 <u>学年共通</u> の問題について話し合い、その解決と向上を図る。 ④ <u>学年委員長は必要により、学年の学級委員を対象とする拡大学年委員会と、学年の全学級によるPTA学年全大会を開くことができる。</u>
改正案	③子供たちに関する、 <u>学級共通</u> の問題について話し合い、その解決と向上を図る。

第6条2、3

広報委員と給食委員の削除。

(理由) 現状、広報委員と給食委員の選出は行われていないため。

この削除に伴い、4地域委員会と5役員選出管理委員会の項順を繰り上げる

※これらの変更に伴い、PTA組織図も変更（別紙参照）

第15条

「令和7年度は会費を徴収しない」を追加。

（理由）臨時総会で承認されれば、令和7年度は会費を徴収しないため。

現会則	会員は会費を納めるものとする。 1 会費は総会で定めた額とする。ただし、事情により減免することができる。 2 会費の減免については細則で定める。
改正案	会員は会費を納めるものとする。 1 会費は総会で定めた額とする。ただし、事情により減免することができる。 2 会費の減免については細則で定める。 <u>ただし、令和7年度は、会費は徴収しないこととする。</u>

（2）「複数回の委員選出を回避する策」導入に伴う内容の追加

第5条4⑦、施行細則第1条

各委員会の委員の優遇措置を追加。

（理由）「複数回の委員選出を回避する策」の導入に伴い、委員の優遇措置を設けるため。

委員選出の免除については会則、役員選出の免除については施行細則が改正になります。

現会則に 追加	⑦各委員に選出された者は、当該生徒の在籍中、委員を免除される権利を有する。免除は申告制とする。（令和6年度各委員より適用とする） ただし、本人の意思による再任は妨げない。 各委員会が業務遂行不足と判断した場合、免除されないことがある。 委員の候補者がいなくなり選出が難しい場合は、この限りではない。
現施行細則に 追加	10 各委員に選出された者は、当該生徒の在籍中、役員を免除される権利を有する。ただし、本人の意思による再任は妨げない。 役員の候補者がいなくなり選出が難しい場合は、この限りではない。

(3) G組、自閉症・情緒障がい特別支援学級の役員選出方法の明文化

施行細則第1条5①

G組と来年度より開設される自閉症・情緒障がい特別支援学級からは役員候補者を選出しない事を明文化する。

(理由) 今まで慣例的にG組からは役員候補者を選出していなかったが、これを明文化するため。また、自閉症・情緒障がい特別支援学級も同様とする。

現会則	5 役員選出管理委員会は役員立候補者が定数に満たない場合、1・2年生保護者会員から次の方法で役員候補者を選出する。 ①各学級から2名以上選出する。
改正案	5 役員選出管理委員会は役員立候補者が定数に満たない場合、1・2年生保護者会員から次の方法で役員候補者を選出する。 ①各学級から2名以上選出する。 (G組、自閉症・情緒障がい特別支援学級を除く)